

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
92	盛岡手づくり村振興事業【意見15】 盛岡手づくり村の施設設備の修繕・更新に向けた取組について 【現状の問題点】 盛岡手づくり村の入場者のアンケートでは、施設のうち、特にトイレについての不満が多く寄せられていた。 【解決の方向性】 施設設備の現状を把握し、施設設備の修繕スケジュール・更新スケジュールの全体像を把握することが必要である。施設設備の修繕・更新には財源の確保も必要であるため、経営改善に向けた取組と合わせて、有効で実行可能な長期修繕計画を策定するため、第三者の専門家による調査を行うべきであろう。	令和 7 年度実施予定の外部専門家によるデューデリジェンス調査の中で、財源確保を含めた施設設備の修繕・更新について検討し、適切な長期修繕計画の策定を支援してまいります。 （ものづくり推進課）	○措置済 公益財団法人盛岡地域地場産業振興センターにおいて、令和 7 年度に外部専門家による調査を受け、本市も支援しながら中期経営計画（8 年度～10 年度）を策定いたしました。 本計画では、財源確保を含めた施設設備の修繕・更新についても言及されており、トイレの洋式化や空調・照明設備の更新、駐車場から入口までの動線改善、案内表示の刷新、多言語対応の強化について、8 年度～10 年度にかけ、順次取り組むこととしました。

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
92	盛岡手づくり村振興事業【意見16】 公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金の資金使途について 【現状の問題点】 交付要領では、「施設管理上の突発的修繕経費支出が見込まれる場合及び自然災害や社会経済情勢の変化に伴うやむを得ない支出が生じる場合は、市の予算の範囲内で別途協議により決定する。」との文言があるが、非常時に別途協議するものであり、資金使途を柔軟に対応できる内容となっていない。 【解決の方向性】 施設の老朽化も進んでおり、補助金の資金使途について、状況に応じて、柔軟に対応できるよう変更できるようにすることも検討すべきである。	施設の老朽化を踏まえ、補助金の資金使途が状況に応じて柔軟に変更できるよう、交付要領の改正を検討してまいります。 (ものづくり推進課)	○措置済 施設老朽化等の諸課題に対応するために経営改善が求められる状況を踏まえ、補助金の一部について、令和 8 年度申請分から、経営改善に資する経費で市長が認めたものを補助対象経費に加えることとしました。 (ものづくり推進課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
125	金融対策事業【意見27】 市単独の商工振興資金融資について 【現状の問題点】 市単独の中小企業融資制度の中小企業者年末資金について、直近 5 年度では、令和 3 年度に 1 件の実行があっただけであった。 【解決の方向性】 県の中小企業向け融資制度も充実しており、市単独の中小企業融資制度の必要性は高くないため、廃止することも検討すべきではないだろうか。	各金融機関と協議の上、事業者のニーズに合った制度となるよう、市融資制度の廃止を含めて見直しを行います。 (ものづくり推進課)	○措置済 令和 7 年度末で商工振興資金融資制度を廃止いたしました。 (ものづくり推進課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。